

令和3年11月11日  
子ども・若者部子ども育成推進課

議会の委任による専決処分の報告  
(世田谷区奨学資金貸付金返還請求事件に係る訴えの提起)

世田谷区奨学資金貸付金返還請求事件に係る訴えの提起について、下記のとおり報告する。

記

1. 専決処分の内容

原告 世田谷区

対象者 1件2名

訴訟の請求金額合計 105万円

2. 対象者

被告① 世田谷区在住、■■■■、■■■■ (奨学生本人)

被告② 世田谷区在住、■■■■、■■■■ (被告①の連帯保証人)

訴訟の請求金額 被告① 105万円 ※1

被告② 99万2000円 ※2

※1 貸付金額110万円－既支払分5万円＝105万円

※2 貸付金額110万円－消滅時効援用分10万8000円＝99万2000円

訴えの要旨 (1) 被告①は原告に対し、金105万円及びこれに対する各支払期日(最初の起算日 平成13年12月31日)の翌日から支払済まで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 被告②は原告に対し、金99万2000円及びこれに対する各支払期日(最初の起算日 平成14年12月31日)の翌日から支払済まで年14.6パーセントの割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3. 専決処分日 令和3年10月26日

4. 訴訟提起日 令和3年10月29日